

大槌町告示第 143 号

町が所有する土地の売却について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令第 167 条の 6 第 1 項及び大槌町財務規則第 114 条第 1 項の規定により公告する。

平成 30 年 8 月 1 日

大槌町長 平 野 公 三

町有財産売却一般競争入札の公告

1 売却物件

※物件数 20 件 (町方地区 12 件、吉里吉里地区 5 件、赤浜地区 3 件)

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

個人、法人を問わず参加することができる。ただし、次に掲げる要件のいずれかに該当する者は、一般競争入札に参加する事ができない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。)第 167 条の 4 第 1 項に該当する者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号から第 6 号に該当する者
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)第 8 条第 2 項第 1 号に掲げる処分を受けている団体又は当該団体の役職員若しくは構成員
- (4) 町税の滞納がある者
- (5) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条の 3 に規定された町の公有財産に関する事務に従事する本町職員
- (6) 施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当し、その事実があった日から 3 年間を経過していない者、また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

3 一般競争入札参加申請手続

(1) 参加申込期間

平成 30 年 8 月 9 日(木)～平成 30 年 8 月 22 日(水)(土曜、日曜、祝日を除く)
午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 提出場所

大槌町役場 総務部 財政課 管財班

(3) 提出書類

- ア 入札参加申込書
- イ 誓約書

ウ 印鑑証明書

エ 法人登記簿謄本(法人の場合)

オ 外国人登録証明書(外国人の場合)

※ 証明書類は、発行後3ヶ月以内のものを提出してください。

※ 共同で入札する(共同名義での所有を希望する)場合は、全員分の書類が必要となります。

4 入札参加者の決定の通知

町長は、提出期間内に提出された入札参加申請書その他の提出書類を審査し、入札に参加する資格を有するか否かを決定し、その旨を平成30年8月24日(金)までに申請者に通知する。

5 現地案内

売却物件の現地案内は、行わないものとする。

6 入札及び開札の執行の場所及び日時

(1) 場所 上閉伊郡大槌町上町1番3号 大槌町役場3階大会議室

(2) 日時 平成30年8月26日(日) 午前10時から入札開始即時開札。ただし、入札は物件番号①から順に行うものとする。

7 入札の無効事由

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者がした入札、又はその権限を証する書面を提出せず、本町の確認を得ないで代理人がした入札

(2) 最低売却価格に達しない金額での入札

(3) 入札者の記名押印がない入札

(4) 金額を訂正した入札

(5) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上の入札をしたときは、その全部の入札

(6) 入札者又はその代理人がそれぞれ入札したときは、その双方の入札

(7) 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者が入札したときは、その全部の入札

(8) 入札金額又は入札者の氏名その他主要部分が識別し難い入札

(9) 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札

(10) 公告または普通財産売払入札心得書事項に違反した入札

(11) 入札執行開始の時間までに入札執行の場所に到着しない者の入札

(12) 郵便または電信による入札

7 落札者の決定及び取消

落札者の決定は、次の方法により行う。

- (1) 最低売却価格以上の価格で入札した者のうち、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。
なお、入札者はこのくじ引きを辞退することができない。
- (3) 落札者がその権利を放棄した時、土地売買契約を締結しないとき、又は不正な行為があったときは、落札を取り消すものとする。
- (4) 落札を取り消された者は、落札した金額の100分の5に相当する額の違約金を支払うものとする。

8 契約の締結

- (1) 落札者は、落札決定の日から14日以内に売買契約を締結しなければならない。
- (2) 契約の締結に当たっては、土地売買契約書の貼付に必要な額の印紙及び施行令第167条の4第1項に該当しない旨の市町村(本籍地)等が発行する身分証明書を提出しなければならない。
- (3) 落札者は、売買契約締結の際、契約保証金として売買代金の100分の5以上の金額を現金で納付しなければならない。
- (4) 契約保証金は、その受入期間について利息を付けないものとする。
- (5) 契約保証金は、売買代金の一部に充当することができる。

9 売買代金の納付

落札者は、本物件に係る契約締結の日から60日以内に、町の発行する納入通知書により所定の金額(契約保証金を売買代金の一部に充当する場合は、売買代金から契約保証金を差し引いた金額)を納付しなければならない。

なお、当該金額の納付は一括払いとする。

10 契約内容の公表

契約を締結したのものについては、その契約内容(物件、種別、数量、契約日、契約金額、落札者等)を公表する場合がある。

11 その他

- (1) 提出された入札参加申請書その他の提出書類及び入札書は、入札の参加の有無又は落札の有無に関係なく入札参加申請者及び入札参加者に返還しない。
- (2) この公告に定めるもののほか、必要な事項は大槌町ホームページで公開している「普通財産売却入札心得書」、「入札概要」の内容を遵守すること。

12 問い合わせ先

岩手県上閉伊郡大槌町上町1番3号
大槌町 総務部 財政課 管財班
電話 0193-42-8712